

第1号様式

令和 年 月 日

中 部 運 輸 局 長 殿

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者

回送運行許可申請書

道路運送車両法施行規則第26条第1項の規定により、下記のとおり自動車の回送運行の許可の申請をします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(TEL)	
(TEL)	
(TEL)	
(TEL)	
(TEL)	

3. 現に営んでいる事業の種類及び概要

事業の種類	概 要
(該当するものに○を付けること)	(イ) 設立(開業)年月日 大正 昭和 平成 年 月 日
製作	(ロ) 資本金(元入金) 円
販売	(ハ) 従業員数 全事業 人
陸送	当該事業 人
分解整備	

4. 許可を受けようとする終期日

令和 年 11 月 30 日

- (注) 1. 該当欄に記入できないときは、該当欄に「別紙のとおり」と記入し、別葉で作成し添付すること。
2. 営業所が2ヶ所以上ある場合は、主たる営業所を最初に記入すること。
3. 新たに事業を開始する場合は、「現に営んでいる事業の種類及びその概要」欄を計画で記入すること。

添付書類

- ・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書又は住民票 共 通
- ・ 運転者等に対する法令関係研修の実施状況 (第2号様式) 共 通
- ・ 運転者等に対する法令関係研修の実施計画 (第3号様式) 共 通
- ・ 社内取扱内規を記載した書面 共 通
- ・ 管理責任者等の営業所への配置計画 (第4号様式) 共 通
- ・ 製作、販売、陸送又は分解整備を業とすることの書面 (第5号～第9号様式) 業態別
- ・ 製作、販売、陸送又は分解整備を業とすることの書面 (その他の書面) 業態別
- ・ 直前1年間の臨時運行許可に基づく運行実績実績 (計画) (第10号様式) 業態別
- ・ 運行実績を証する書面 (第10号様式の2) 分解整備
- ・ その他 () 共 通
- ・ その他 () 共 通

(注) 1. 上記の順に添付すること。
2. 添付した書類の(・)に○印を付けること。

(第2号様式)(申請書添付書類)

運転者等に対する法令関係研修の実施状況

実施日	時間・場所	受講者	研修内容	講師

(注) 1. 回送運行に関する研修を1年分記載すること。

2. 陸送を業とする者にとっては、受講者欄は運転者〇名と記載すること。

(第3号様式)(申請書添付書類)

運転者等に対する法令関係研修の実施計画

年月 対象者	平成 年											研修内容	講師	
新規採用者														
全体														
その他														

(注)回送運行に関する1年分の研修計画を記載すること。

(第10号様式)(申請書添付書類)

最近1年間の臨時運行許可に基づく運行実績(又は計画)を記載した書面

当社は、自動車の(製作・販売・陸送)を業としており、最近1年間の臨時運行許可に基づく運行実績(又は今後1年間の計画)は、下記のとおり相違ありません。

(住所)

(氏名又は名称)

(代表者名)

印

記

製作・販売又は陸送の 実績・計画 (「実績」または「計画」のうち、該当する方に○を付けること)

表1

車種別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
大型自動車	新車												
	中古車												
輸入自動車	新車												
	中古車												
軽自動車	新車												
	中古車												
その他の自動車	新車												
	中古車												
収入	(上記の3ヶ月間)												千円

臨時運行許可に基づく運行実績

表2

臨時運行を許可した市区町村	許可年月日	車台番号又は登録番号	目的

(注)1. 業とすることの証明(第5号～第8号様式)により証明されている場合は、この書類の添付は要しない。

2. 収入は、陸送を業とする者のみ記載すること。

3. 大型自動車とは、車両総重量が8,000kg以上のもの、最大積載量が5,000kg以上のもの、又は乗車定員が30人以上のものとする。

4. 表2については、自動車の製作・販売・陸送に係る回送であること。

2回目以降の許可の場合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。

5. 製作または陸送に係る回送の場合は実績または計画を、販売に係る回送の場合は実績を記載すること。

6. 計画を記載する場合、表2への記載は要しない。

(第10号様式の2)(申請書添付書類)

運行実績を証する書面

当社は、自動車の分解整備を業としており、許可申請を行った日の直前6ヶ月の車検のために自ら分解整備した実績及び直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績(2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績)は、下記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

(代表者名)

印

(認証番号)

(指定番号)

記

臨時運行許可に基づく運行実績※

臨時運行を許可した市区町村	許可年月日	車台番号又は登録番号	目的

※ 車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取り、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送であること。2回目以降の許可の場合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。

(注)業とすることの証明(第9号様式)により証明されている場合は、この書類の添付は要しない。